

## 令4香南市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査結果報告を公表する。

令和4年2月28日

香南市監査委員 岩本 淳

同 有岡 正博

同 馴田 文雄

### 令和3年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告書を提出する。

なお、監査の実施に当たっては、香南市監査基準（令和2年4月1日制定）に準拠した。

### 定期監査結果報告書

#### 第1 監査の概要

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期間 令和4年1月6日から12日まで

#### 3 監査の対象事項

- (1) 令和3年度（R3.4月～9月）出勤関係簿、時間外勤務命令簿、年次休暇簿
- (2) 令和3年度（R3.4月～9月）県外（内）出張伺兼命令書及び出張復命書

#### 4 監査の対象課

香我美支所（地域支援課）、香我美おれんじ保育所（こども課）

#### 5 監査の着眼点

- (1) 職員の勤務状況は適正か。
- (2) 職員の時間外勤務、休暇、職務免除等の手続は適正か。
- (3) 長時間の時間外勤務が慢性化している職場について、事務の合理化等の余地はないか。

6 監査の実施内容関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 第2 監査の結果

今回の監査では、職員の服務に関する手続について、関係書類の検査を行うとともに関係職員からの聴取により実施した。

概ね規定どおり執行されていたが、一部の職員においては、関係書類の不備・不良等が見受けられた。

また、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらを踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。

### 1 時間外勤務について（地域支援課、こども課）

時間外勤務については、香南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第2項で、「任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務をすることを命ずることができる。」と規定されており、所属長は職員に対してあらかじめ勤務を命じ、事後には勤務の状況を確認する必要がある。

総務課職員係から令和3年4月に「時間外勤務及び年休等休暇等の追命について」として、就業管理システム上の手続きについて周知が図られている。

しかしながら、本監査において時間外勤務申出の用務内容が「事務処理等」のみの記載によるものが複数確認された。これだけでは、所属長が業務内容を十分に把握し、当該勤務の必要性について判断することは難しいと考える。

時間外勤務申出においては、任命権者が業務の必要性を明確に判断することが重要であるため、具体的な用務内容の記載について職員に指導し、適正な事務処理を行われたい。

### 2 時間外勤務手当について（地域支援課、こども課）

時間外勤務手当については、香南市一般職の職員の給与に関する条例第17条及び香南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第20条で、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に支給することなどを規定している。

今回の監査で、時間外勤務申出における勤務時間や勤務区分の誤りが、複数確認された。

この誤りは、時間外手当の支給金額に影響するため、申出をする際には、就業管理システムの勤務時間等の内容を確認し、所属長も承認時には、その申出が適正かどうか確認されたい。

また保育所の場合は、様々な勤務形態があるため、不明確な場合は、総務課へ問合せをするなどして、適正に管理されたい。

### 3 年次有給休暇及び特別休暇の事後申請について（地域支援課、こども課）

年次有給休暇の請求については、香南市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条の3第9項に「あらかじめ、その期間を就業管理システム又は年次休暇届・休暇承認願により行うものとする。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において請求することができる。」と規定されている。

休暇の事後申請については、例年の指摘により総務課職員係から周知が図られ、一定の改善は見られるものの、今だ事後の事由が記載されていないものや、休暇取得後数日が経過してからの申請が散見された。

就業管理システムの申請理由欄に記載するのは、やむを得なく事前に休暇申請ができなかった理由であり、「私用」や「夏季休暇」は理由に該当しない。

今後は、年次有給休暇及び特別休暇の申請が事後となった場合は、明確な理由を付して、遅滞なく速やかに届出がなされるよう職員一人ひとりがサービスの基本となる関係法令を理解し、適切な事務の執行に努められたい。

### 第3 総括（こども課、総務課）

例年続けて指摘を行っている年次有給休暇及び特別休暇の事後申請については、総務課職員係から「時間外勤務及び年休等休暇等の追命について」周知が図られているが、残念ながら正職員をはじめ、会計年度任用職員を含む全ての職員が十分認識し、周知徹底されているとは言えない状態であった。

また、香我美おれんじ保育所の場合は、土曜日に勤務があり、会計年度任用職員の勤務時間も様々であるため、サービスに関する事務が非常に複雑である。休暇に関する周知徹底がされていないために昼休憩を挟んだ時間帯に年次有給休暇を申請する場合の申請時間が、個人により異なっているなど、職員間に休暇申請に対する認識の相違が見られた。

総括であるこども課は、総務課と協議を行い、マニュアル等を作成するなど、各保育所幼稚園等の所属長に対し、サービスに関する周知及び指導を行われたい。

主管課である総務課は、改めて職員のサービスに関する周知徹底を図り、管理職をはじめ職員及び会計年度任用職員全員が、サービスの基本となる関係法令を理解し、適切に事務の執行を行うよう指導されたい。